

事 務 連 絡

平成24年3月8日

御 担 当 者 各 位

文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査の実施について



平素より科学技術の振興にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年3月8日付23文科振第728号「病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査について」を送付いたしますのでご査収ください。

当該文書につきましては、病原性微生物等の管理の徹底について注意喚起を行うとともに、各機関における病原性微生物等の保有状況等の調査を実施いたします。

調査対象となる病原性微生物等及び病原性微生物等を扱う実験室を保有していない機関においても、必ず期限内に調査報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

<提出期限：平成24年4月16日(月)厳守>

調査報告書の作成等に当たっては、同封の文書をご確認の上ご対応いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

宜しくお願い申し上げます。

<照会先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

生命倫理・安全対策室

木村、前田

電 話：03-6734-4113、FAX：03-6734-4114

e-mail：microbes@mext.go.jp

平成24年3月8日

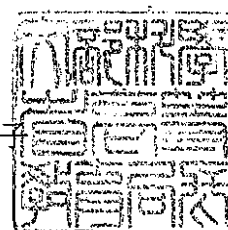
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
関係各独立行政法人の長
関係各特例民法法人の長
関係各機関の長

殿



文部科学省高等教育局長

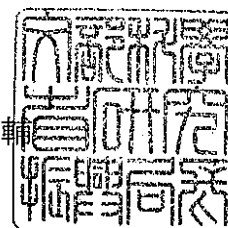
板東 久美子



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

吉田 大輔



(印影印刷)

病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査について

国際テロを巡る情勢が依然として厳しい昨今の国内外の状況に鑑み、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」においては、生活関連等施設の所管省庁は、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるとともに、その所管する生活関連等施設を把握するものとされています。

この決定に基づき、文部科学省では、病原性微生物等を保有している施設を把握するための調査を実施するとともに、厳重な保管・管理の徹底をお願いしてきたところですが、引き続き、国際テロを巡る情勢が依然として厳しいこと、また、内閣官房より当該調査の更新についての依頼があったことから、改めて、病原性微生物等の保有状況等に

についての調査並びに保管・管理の徹底を図ることといたします。

つきましては、各機関において、別添1に掲げる諸事項について留意いただくなど、病原性微生物等の厳重な保管・管理の徹底を図るとともに、関係者への注意喚起を含めた周知徹底をお願いいたします。万一、病原性微生物等の盗難等が発生した場合には、警察等へ迅速に通報するとともに、文部科学省に連絡してください。

さらに、別添2の調査項目票に基づき、リストに掲げる病原性微生物等の保有状況等について調査の上、平成24年4月16日(月)までにメールにて、報告願います。該当する病原性微生物等及び病原性微生物等を扱う実験室を保有していない機関におかれても、その旨を記入の上、必ず報告していただくようお願いいたします。

なお、本調査結果のうち、病原性微生物等を所有する機関の名称、所在地、事務連絡先につきましては、消防庁を通じて都道府県に通知することとしていますので、あらかじめ御了承ください。

<照会先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

生命倫理・安全対策室

木村、前田

電話：03-6734-4108

FAX：03-6734-4114

e-mail：microbes@mext.go.jp

病原性微生物等の適切な管理のために留意すべき事項

1. 病原性微生物等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原性微生物等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。
2. 病原性微生物等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、病原性微生物等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - (1) 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に病原性微生物等を保管すること。
 - (2) 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - (3) 病原性微生物等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - (4) 病原性微生物等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - (5) 病原性微生物等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - (6) 病原性微生物等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - (7) 病原性微生物等の紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - (8) 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
 - (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき、同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

調査項目票①

以下の調査項目について、調査報告書①にて貴機関の平成24年4月1日現在の状況をご報告ください。

調査対象となる病原性微生物等及び病原性微生物等を扱う実験室を保有していない機関においても、調査報告書①は必ずご提出ください。

※お手数をお掛けいたしますが、次のURLより報告書をダウンロードの上、原則としてメールにてご報告をお願いします。(ファイル名に貴機関名を入力してください。)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/excel/H24_report.xls

メール提出先：microbes@mext.go.jp

提出期限：平成24年4月16日(月)厳守

【問1】 連絡先等

- ・機関の名称
- ・機関の所在地(郵便番号、住所)
- ・事務連絡先(担当部署、担当者名、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号)

次からは、該当する選択肢の番号を報告書に記入してください。

【問2】 調査対象となる病原性微生物等(別記参照)の保有状況

1. 保有している。
2. 保有していない。

【問3】 病原性微生物等を扱う実験室の保有状況

1. 保有している。
2. 保有していない。

・病原性微生物等を扱う実験室：各レベルの設定された封じ込め施設のこと。

例) BSL-2(P2), BSL-3(P3) (BSL-2：バイオセーフティレベル2実験施設)

※【問2】及び【問3】の両方で「2. 保有していない。」と回答した機関においては、調査報告書①のみご提出ください。

※【問2】又は【問3】のいずれか一方で「1. 保有している。」と回答した機関においては、調査報告書①に加え、調査報告書②につきましてもご提出ください。

以上

調査項目票②

以下の調査項目について、調査報告書②にて平成24年4月1日現在の状況をご報告ください。

当該報告書につきましては、調査対象となる病原性微生物等又は病原性微生物等を扱う実験室を保有している貴機関内の全ての施設(学部、研究所等の単位)についてそれぞれ作成の上、各報告書を取りまとめてご提出ください。

※お手数をお掛けいたしますが、次のURL*より報告書をダウンロードの上、原則としてメールにてご報告をお願いします。(ファイル名に貴機関名を入力してください。)

(※ 以下URLは調査報告書①と同じです。)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/excel/H24_report.xls

メール提出先: microbes@mext.go.jp

提出期限：平成24年4月16日(月)厳守

【問1】 調査対象の病原性微生物等又は病原性微生物等を扱う実験室を保有している施設の連絡先等

- ・施設の名称
- ・施設の所在地(郵便番号、住所)
- ・事務連絡先(担当部署、担当者名、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号)
- ・管理責任者(所属部署、氏名、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号)

次からは、前回調査時(平成22年4月1日)の回答と変更が無ければ、報告書中の「前回調査時(平成22年4月1日)と変更無し」に○をご記入ください。

【問2】 病原性微生物等の保有状況

別記に掲載されている病原性微生物等のうち、保有している病原性微生物等の種類をお答えください。(該当する病原性微生物等の番号の欄に○をご記入ください。)

【問3】 病原性微生物等を扱う実験室の保有状況

次に挙げる各レベルの封じ込め施設を何室保有しているかお答えください。

1. BSL-2(P2)
2. BSL-3(P3)

以上